

公益財団法人山口県予防保健協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人山口県予防保健協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市吉敷下東三丁目1番1号に置き、従たる事務所を山口県山口市小郡上郷5408番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康の保持増進、生活環境の保全など、公衆衛生の向上を図るため、がんをはじめとした各種の健康診断、生活習慣に関する保健指導、生活環境の調査及び分析、食品及び飲料水の検査などを行い、併せて、これらの事業により得られた成果等を基に広く啓発活動を実施し、もって新生児から高齢者まで、誰もがそのライフステージに応じて健康で、安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 疾病の予防及び早期発見のための健康診断及び検査
- (2) 心と体の健康の保持増進のための保健指導
- (3) 健康診断結果の評価・分析など、公衆衛生の向上のための調査及び研究
- (4) 疾病の予防及び早期発見のための教育及び普及啓発活動
- (5) 生活環境及び地球環境の保全のための調査及び分析並びに普及啓発活動
- (6) 食品及び飲料水の安全確保のための検査
- (7) 公益財団法人結核予防会、公益財団法人日本対がん協会及び公益財団法人予防医学事業中央会と提携して行う事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第4号及び第7号に掲げる事業は、山口県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種類等)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために別表に掲げる不可欠な財産とする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、やむを得ず、基本財産の全部若しくは一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議及び評議員会の承認を経て別に定める。

(経費の支弁)

第7条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事業所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、毎事業年度終了後3箇月以内に理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に8名以上12名以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）における次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員には、理事及び監事並びにそれらの親族その他特別の関係のある者が含

まれてはならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、その任期の満了する前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出しなければならない。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

4 評議員は、第12条に定める定数を欠くこととなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した後であっても、新たに選任された者が就任するまでの間は、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事及び監事は、評議員会に出席し、評議員の求めに応じて必要事項を説明しなければならない。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会において、法令の定めるところにより、評議員は理事及び監事に特定の事項について説明を求めることができる。

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が評議員会を招集

する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

4 理事長は、評議員会を招集するときは、評議員に対し、評議員会の日の5日前までに評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 役員 of 損害賠償責任の一部免除

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(6) 理事の報酬等の額

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議の際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から賛成者数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事及び常務理事は、理事の中から理事会の決議により選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係のある理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、及びその業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及びこの法人の使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、その任期の満了前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出しなければならない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第25条に定める定数を欠くこととなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した後にあっても、新たに選任された者が就任するまでの間は、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、当該決議に当たっては、あらかじめ当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行うほか、この法人の運営に関する重要事項を処理する。

- (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (4)その他法令及びこの定款により定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1)重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3)重要な使用人の選任及び解任
 - (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6)第40条第3項に定める役員等の損害賠償責任の一部免除

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会は、毎年度3月及び毎事業年度終了後3箇月以内に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- 4 理事長は、他の理事又は監事から理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を開催するものとする。
- 5 理事長は、理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、当該理事会の日の5日前までに理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事会に理事長が出席しないときは、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第8章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任の免除)

第40条 この法人は、法人法第198条において準用する法人法第112条の規定に基づき、総評議員の同意がなければ、役員又は評議員の損害賠償責任を免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、法人法第198条において準用する法人法第113条第1項の規定に基づき、評議員会の決議により、同項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、役員が損害賠償責任を免除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、この法人は、法人法第198条において準用する法人法第114条第1項の規定に基づき、理事会の決議により、法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、役員が損害賠償責任を免除することができる。

(役員が責任限定契約)

第41条 前条第1項の規定にかかわらず、この法人は、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の規定に基づき、外部役員が損害賠償責任について、法人法第198条において準用する法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第9章 顧問

(顧問が設置)

第42条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第10章 事務局

(事務局及びその職員)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織、職員が就業等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的とする事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認

定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 雑則

（委任）

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小田悦郎、副理事長は廣田晴郎及び渡邊修二、専務理事は坂田哲郎、常務理事は浅原隆満とする。
- 4 2018年5月7日別館社屋の移転に伴い、従たる事務所の所在地住所を変更する。
- 5 2019年4月1日付で公益財団法人予防医学事業中央会の山口県支部として認定を受けたことに伴い、事業の一部を変更する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額等
定期預金	10,000,000円